令和３年度補正予算

再エネ×電動車の同時導入による
脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業概要

ver1.0

2022年3月
環境省水・大気環境局自動車環境対策課

再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業

【令和３年度補正予算額　 1,000百万円】

環境省

地方公共団体の公用車や民間社用車に「再エネ×電動車」カーシェアを導入し、地域住民とのシェアリングやレジリエンス強化も同時に促進します。

1. 事業目的

- 公用車/社用車等を率先して再エネ設備導入とセットで電動化することで、移動の脱炭素化を図るとともに、地域住民の足として利用可能なシェアリングを実施する。特に若年層の電動車利用も働きかけていく。
- 電動車は再エネ設備の発電電力量の需給調整としての機能などの「動く蓄電池」としての活用も期待され、災害時の非常用電源としての役割が期待される。

2. 事業内容

○　本事業は、地方公共団体及び民間事業者・団体が、再生可能エネルギー発電設備と電気自動車等を同時購入し、地域住民向けにシェアリングする取組を支援する。

○　また、本事業の補助対象者は自治体・民間企業の施設を災害拠点化※し、地域のレジリエンス強化へ貢献する。そのため、充放電設備/外部給電器の導入についても同時に支援する。

※　民間事業者が車両保有者となる場合は自治体と災害時活用の協定を締結。

○　充電器についてもオプションにて導入を支援する。ただし、導入した場合は地域住民がアクセスしやすい充電インフラとして開放し、地域の充電インフラ拡充へ貢献することとする。

3. 事業スキーム

■事業形態　　間接補助事業（1/2、1/3、定額 ※一部上限あり）

■補助対象　　民間事業者・団体、地方公共団体等

■実施期間　　令和３年度

4. 事業イメージ

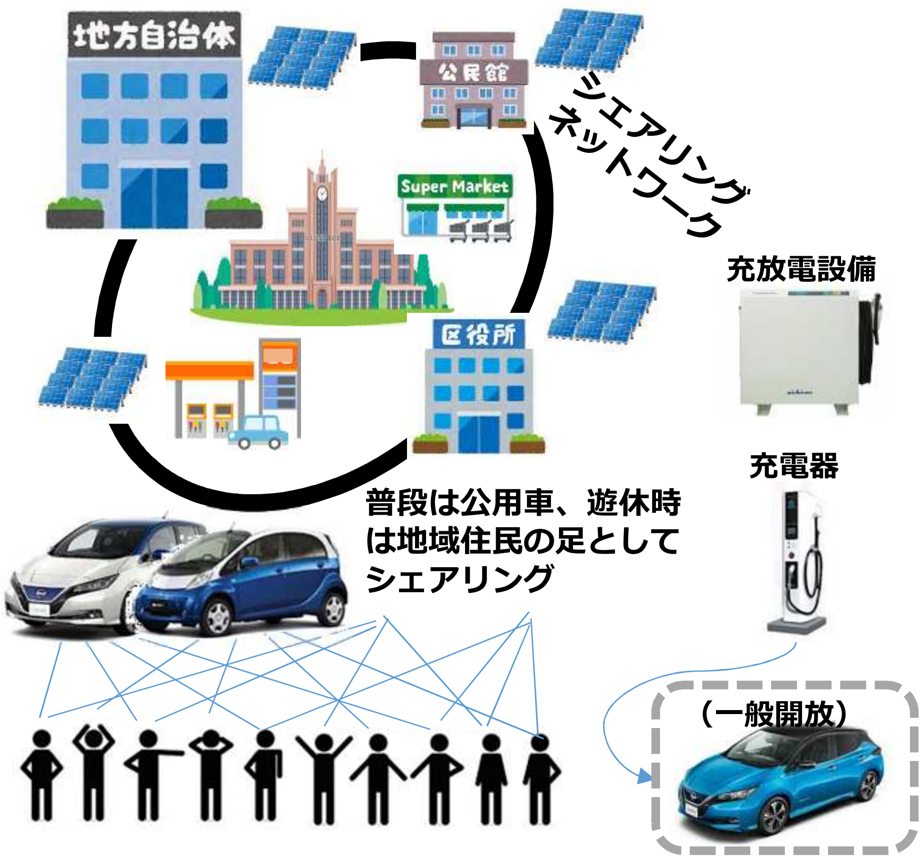

お問合せ先： 水・大気環境局 自動車環境対策課：03-5521-8303

「再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業」の概要

対象事業者：　地方公共団体、民間事業者
公募期間：　令和４年３月２５日（金）１０時～
※予算がなくなり次第、受付を終了します。予算の状況に応じて、申請受付終了見込み時期を執行団体のHPで公表予定です。
補助対象：　EV/PHEV、再エネ設備、充放電設備、外部給電器、急速充電器、普通充電器、その他付帯設備、工事費
補助要件：　再エネ導入、カーシェア（※）の実施等。詳細は５ページ参照
補助率：　詳細は６ページ参照
執行団体：　一般社団法人　地域循環共生社会連携協会
公募要領掲載ページ：　https://rcespa.jp/offering/20220325_01
申請方法：電子メール（s-carshare@rcespa.jp（メール申請専用））

※カーシェア例

自治体カーシェア型

- 公用車/社用車の電動車導入を支援
- 再エネ設備導入及びシェアリングを実施することを要件とする
- 災害時は防災拠点として機能することも要件とする。

社内カーシェア型

- コンセプトは“自治体カーシェア型”と同様
- シェアする先を民間事業者等の従業員とし、通勤時等に利用することも可能とする。

学内カーシェア型

- コンセプトは“自治体カーシェア型”と同様
- 乗用車による移動（運転）経験が少ない、学生にEV/PHEVによるゼロカーボン・ドライブを体験してもらう。

企業間カーシェア型

- 自治体間、企業間、自治体ー企業間で社用車をシェアリングする。
- 2者以上で社用車を共有するので、通常よりも効率のよい運用が期待される。

「再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア･防災拠点化促進事業」の申請方法

- **自治体・民間事業者が直接EV等を購入し、公用車・社用車として導入する場合のほか、カーリース事業（※１）を利用した導入も可能。**
- **また、再エネ発電設備の設置についても、EV等を導入する自治体等が再エネ発電設備を所有していなくてもよいため、 PPA事業（※２）の活用も可能。**
- **このため、申請は連名申請も可能としており、代表事業者に補助金を一括で交付したのち共同事業者に補助金を配分するやり方や、事業者ごとに補助金を交付するやり方も可能としている。**
- **また、本補助事業において財産を所有する者は代表事業者または共同事業者のいずれかで参画する必要がある。**

※1:カーリース事業とは、リース業者が顧客に代わり車両を購入し、長期契約によって一定の期間貸し渡す事業。車検上の「所有者」はリース業者となり、「使用者」及び「使用の本拠の位置」は契約者名及び契約者の所在地となる。
※2:PPA（Power Purchase Agreement）とは、企業･自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業･自治体が施設で使用する、電力販売契約における第三者モデル。設備の所有は第三者（事業者または別の出資者）が持つ形となり、資産保有をすることなく再エネ利用が可能。

申請例

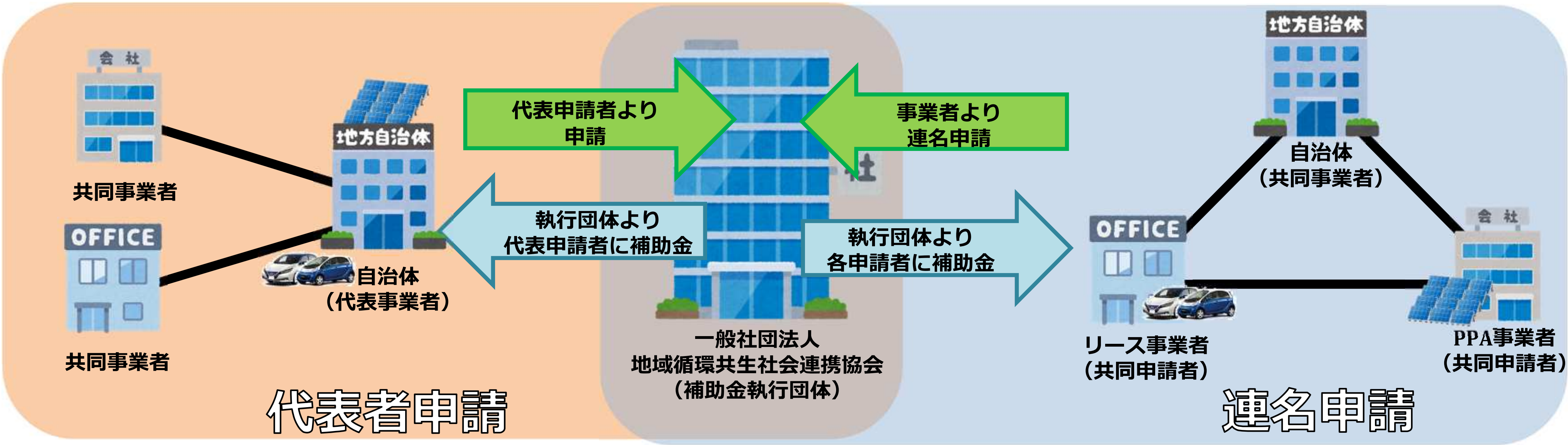

		事業の要件	備考
必須事業の要件（全ての項目を満たす必要あり）	補助事業全体	交付決定以前に工事契約、新車登録等をしていないこと。	すでに導入をしている、または工事契約済み等の事業は補助対象外。
		事業者が設備を導入する場合は防災に係る取組を実施すること。	誓約書で担保。
	再エネ電力の導入	下記の式によって算出される容量以上の、新規または既存の再エネ発電設備を設置予定または設置していること。 設備容量（kW･台）＝年間走行距離（km/年）×電費（kWh/km）×導入車両台数（台）÷地域別補正係数（kWh/年/kW）	既設の太陽光発電設備及び、新規設置の太陽光パネルのうちFIT･売電等を実施予定の場合は補助対象外。導入規模の上限はなし。
		新規または既存設備での達成が困難な場合は、申請書に理由を記載の上、不足分を再エネ電力証書または再エネ電力メニュー契約によって補うことも可能とする。	証書の購入及びメニューの契約によって生じる経費は補助対象外。
	EV/PHEVの導入	外部給電可能な機能を有していること。	車載コンセント（1500W/AC100Vに限る）付きも可。
		２台以上導入すること。	導入台数の上限はなし。
		公用車または社用車として利用すること。	カーシェアのみの実施は不可。
		カーシェアを実施すること。	カーシェアの具体的な定義はなし。ただし、災害時のみの貸し出しは認めない。
	充放電設備等の導入	充放電設備、外部給電器、または車載コンセントが付属する車両のいずれかについて最低一つを導入すること。	導入数は、新規導入する車両の台数分のみ認める。（導入数は選択事業の充電設備も含める。）
選択事業	充電設備の導入	急速充電設備を設置する場合には、一般開放（※）をすること。 ※導入する車両台数と充電設備が同数であるため、充電インフラを複数口にすることや、公用車として活用している時間帯は、駐車場と充電設備を同時に解放するなど運用面での対応も考慮	導入数は、新規導入する車両の台数分のみ認める（導入数は必須事業の充電設備も含める。）。普通充電設備については、一般開放は求めない。

			交付額上限（万円）	補助率
申請全体			１０,０００	−
車両	電気自動車		１００	１／３
車両	プラグインハイブリッド自動車		６０	１／３
設備・工事費	再エネ発電設備（付帯設備含む）	設備	−	１／２
設備・工事費	再エネ発電設備（付帯設備含む）	工事	−	１／２
設備・工事費	外部給電器		５０	１／３
設備・工事費	充放電設備	設備	７５	１／２
設備・工事費	充放電設備	工事	９５	１／１
設備・工事費	急速充電設備	設備	１３０	１／２
設備・工事費	急速充電設備	工事	２８０	１／１
設備・工事費	普通充電設備（充電用コンセントスタンド含む）	設備	３０（コンセントスタンドは６）	１／２
設備・工事費	普通充電設備（充電用コンセントスタンド含む）	工事	９０（機械式駐車場は１０３）	１／１
設備・工事費	充電用コンセント	設備	２	１／２
設備・工事費	充電用コンセント	工事	５５（機械式駐車場は１０１）	１／１